

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立久松小学校等大規模改修工事 （建築・屋上防水改修等追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区日本橋久松町7番2号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	防水改修工事 一式 石綿撤去工事 一式 躯体・内装補修工事 一式
5 工 期	令和8年3月31日まで
6 契 約 金 額	44,825,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年12月1日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区晴海一丁目8番8号 トリトンスクエアW棟 クリスタルジャパン・ゼネラルボンド建設共同企業体 株式会社クリスタルジャパン 代表取締役 浦木 太郎
9 随意契約締結の理由	<p>現在、中央区立久松小学校等大規模改修工事（建築工事）をクリスタルジャパン・ゼネラルボンド建設共同企業体にて施工中である。</p> <p>本工事施工に際して、設計時に想定できなかった箇所において、次の追加工事が必要となった。</p> <ul style="list-style-type: none">・躯体劣化部分の補修・機械室の石綿撤去工事・屋上の劣化改修工事 <p>施工上、同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、上記業者が施工することがもっとも有効である。さらに、経費についても概ね26.5%の削減を図ることができる。</p> <p>以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結するものである。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号